

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月1日
【会社名】	あすか製薬ホールディングス株式会社(注)1
【英訳名】	ASKA Pharmaceutical Holdings Co., Ltd.(注)1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 隆(注)1
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦二丁目5番1号(注)1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	あすか製薬株式会社 経理部長 市川 学
【最寄りの連絡場所】	あすか製薬株式会社 東京都港区芝浦二丁目5番1号
【電話番号】	03(5484)8361(代表)
【事務連絡者氏名】	あすか製薬株式会社 経理部長 市川 学
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	38,294,440,963円(注)2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注)1 本届出書提出日現在におきまして、あすか製薬ホールディングス株式会社(以下、「当社」という。)は未設立であり、2021年4月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 本届出書提出日現在において未確定であるため、あすか製薬株式会社(以下「あすか製薬」という。)の2020年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	30,563,199株 (注)1, 2, 3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注)4

(注)1. あすか製薬の発行済株式総数30,563,199株(2020年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転(注)2.で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、あすか製薬の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本件株式移転の効力発生時点においてあすか製薬が保有する自己株式に対しても、当社の株式が割当交付されることとなります。これに伴い、あすか製薬は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

2. 普通株式は、2020年3月23日に開催されたあすか製薬の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び2020年6月25日に開催予定のあすか製薬の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定です。

3. あすか製薬は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に新規上場申請を行う予定であります。

4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。(注)1, 2

(注)1. 普通株式は、本株式移転により、当社があすか製薬の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)におけるあすか製薬の株主に対して、その保有するあすか製薬の普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合で割当交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、あすか製薬の2020年3月31日時点における株主資本の額(簿価)は38,294百万円であり、発行価額の総額のうち1,197百万円が資本金に組み入れられます。

2. 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により、2021年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。

テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1募集要項」に記載の新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1．株式移転の目的及び理由

(1) 背景

わが国では社会の高齢化率が急速に高まる中、社会保障費の拡大が国家財政を圧迫する要因となるとともに、労働力の減少に伴う経済活動の停滞が懸念されております。こうした状況に対して国は、公的保険外の予防・健康管理サービスの活用を通じて国民の健康寿命の延伸を図ることが、これらの課題に対応する有効な施策と位置付けています。

このような背景の中、あすか製薬は「先端の創薬を通じて人々の健康と明日の医療に貢献する」との経営理念の下、医薬品をはじめとした医療関連ビジネスに取り組んでまいりましたが、今後、更なる社会からの期待に応えるとともに、継続的な企業価値の向上を追求するためには、以下の目的を持って、持株会社体制へ移行して“トータルヘルスケアカンパニー”を目指すことが最適と判断いたしました。

(2) 持株会社体制移行の目的

あすか製薬は、以下の目的をもって持株会社体制に移行します。

ヘルスケア領域における関連事業の強化

健康に対する考え方やニーズの社会的変化にお応えするため、ヘルスケアを『予防～検査・診断～治療』の一連の枠組みとしてトータルに認識し、関連事業の展開を図ります。あすか製薬が従来、事業の中心としてまいりました医薬品につきましては、社会保障費抑制の観点から事業環境が年々厳しくなっております。一方で、国は疾病予防や未病領域への投資を強めており、したがってこの領域での事業を積み増すことが当社の経営の安定に寄与するものと考えております。

なお、事業展開にあたっては、環境の変化をグループ成長の好機と捉え、国内外に関わらずM & Aを含めた他社との連携に積極的に取り組んでまいります。

事業子会社への権限移譲による意思決定の迅速化

グループ各社の役割と責任を明確にし、事業環境の変化に適切かつ迅速に対応できる体制を目指します。当社は各事業会社の統括とグループ戦略の策定及び推進に特化し、事業レベルでの意思決定は事業会社で完結させることとします。

グループ価値の最大化

各事業の特性を考慮しつつ、グループ会社間の戦略的連携を重視し、グループ全体視点での最適経営を進め、グループ価値の最大化を図ります。

グループガバナンスの強化

当社にグループ全体のガバナンスを統括する機能を置き、各子会社がグループとして統一されたポリシーの下で事業運営を行える体制を構築いたします。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要等

提出会社の概要

(1) 商号	あすか製薬ホールディングス株式会社 (英文名 : ASKA Pharmaceutical Holdings Co., Ltd.)		
(2) 所在地	東京都港区芝浦二丁目5番1号		
(3) 代表者及び役員就任予定者	代表取締役社長	山口 隆	あすか製薬 代表取締役社長
	取締役	丸尾 篤嗣	あすか製薬 代表取締役専務取締役
	取締役	加藤 和彦	あすか製薬 常務取締役
	取締役	山口 惣大	あすか製薬 常務取締役
	取締役	福井 雄一郎	あすか製薬 取締役常務執行役員
	取締役	熊野 郁雄	あすか製薬 取締役常務執行役員
	取締役(社外)	吉村 泰典	あすか製薬 社外取締役
	取締役(社外)	山中 通三	あすか製薬 社外取締役
	取締役(社外)	播野 勤	あすか製薬 社外取締役
	監査役	小松 哲	あすか製薬 常勤監査役
	監査役	鬼頭 秀滋	あすか製薬 常勤監査役
	監査役(社外)	木村 高男	あすか製薬 社外監査役
	監査役(社外)	福地 啓子	あすか製薬 社外監査役
(4) 主な事業の内容	グループ会社の経営管理およびこれに附帯する業務		
(5) 資本金	1,197百万円		
(6) 決算期	3月31日		
(7) 純資産	未定		
(8) 総資産	未定		

提出会社の企業集団の概要

あすか製薬は、2020年6月25日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、2021年4月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社とあすか製薬の状況は、以下のとおりとなる予定です。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提 携等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) あすか製薬(株)	東京都港区 芝浦二丁目 5番1号	1,197	医薬品、動物医薬 品、医薬部外品、 食品および医療機 器等の製造・販売 ならびに輸出入	100.0	13	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 1. 資本金は最近事業年度末時点(2020年3月31日現在)のものであります。

2. あすか製薬は有価証券報告書を提出しております。

3. あすか製薬は特定子会社に該当いたします。

本株式移転に伴う当社設立後、あすか製薬は当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるあすか製薬の2020年3月31日時点の状況は、以下のとおりであります。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株あすか製薬メディカル	川崎市高津区	30百万円	臨床検査・試験業務・医療機器販売業務 健康食品等の販売	100.0	あすか製薬は試験業務等を一部委託しております。また、あすか製薬所有の建物等設備を貸与しております。 役員の兼任あり
あすかアニマルヘルス株	東京都港区	100百万円	動物用医薬品、飼料および飼料添加物などの製造、販売ならびに輸出入	100.0	あすか製薬は同社より、一部製造業務を受託しております。 役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) NeoASKA Pharma Private Limited	Telangana, India	1,048百万 インドルピー	医薬品の製造・販売	30.0	あすか製薬は同社に、一部製造業務を委託する予定であります。 役員の兼任あり

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、あすか製薬は当社の完全子会社になる予定です。当社とあすか製薬及び関係会社との資本関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。当社とあすか製薬及び関係会社との役員の兼任関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社とあすか製薬及び関係会社との取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

あすか製薬は、同社の定時株主総会による承認を条件として、2021年4月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、あすか製薬を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を2020年3月23日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるあすか製薬の株主に対し、その保有するあすか製薬の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2020年6月25日開催予定のあすか製薬の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりです。

株式移転計画書（写）

あすか製薬株式会社（住所は東京都港区芝浦二丁目5番1号。以下「当社」という。）は、その発行済株式の全部を新たに設立するあすか製薬ホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うことに関し、次のとおり株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1 持株会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

持株会社の商号は、「あすか製薬ホールディングス株式会社」と表示する。

(3) 本店の所在地

持株会社の本店の所在地は東京都港区とする。

(4) 発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、90,000,000株とする。

2 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第2条（持株会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに会計監査人の名称）

1 持株会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

取締役	山口 隆
取締役	丸尾 篤嗣
取締役	加藤 和彦
取締役	山口 惣大
取締役	福井 雄一郎
取締役	熊野 郁雄
取締役	吉村 泰典
取締役	山中 通三
取締役	播野 勤
監査役	小松 哲
監査役	鬼頭 秀滋
監査役	木村 高男
監査役	福地 啓子

2 持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

会計監査人 清陽監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1 持株会社は、本株式移転に際して、普通株式30,563,199株を発行し、当社の株主に対し、その保有する当社の株式に代わり、これを交付する。

2 持株会社は、本株式移転に際して、当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当社の株主に対し、その所有する当社の株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割り当てる。

第4条（持株会社の資本金および準備金の額に関する事項）

持株会社の成立の日における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
1,197,900,000円
- (2) 資本準備金の額
844,993,788円
- (3) 利益準備金の額
- 円

第5条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日は、2021年4月1日（以下「持株会社の成立の日」という。）とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第6条（株主名簿管理人）

持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第7条（本株式移転の条件の変更または本株式移転の中止）

本計画の作成の日から持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合または本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、本株式移転の条件を変更または本株式移転を中止することができる。

第8条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 持株会社の成立の日の前日までに、当社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合
- (2) 持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、またはかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合

2020年3月23日

東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬株式会社
代表取締役社長 山口 隆

（別紙）

あすか製薬ホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

（商 号）

第1条 当社は、あすか製薬ホールディングス株式会社と称し、英文ではASKA Pharmaceutical Holdings Co., Ltd.と表示する。

（目 的）

第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配および管理することを目的とする。

- 1 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、試薬、動物用医薬品、飼料および飼料添加物、農薬、工業薬品、衛生用品、食品およびそれらの原料の製造、販売ならびに輸出入。
- 2 ヘルスケアに関する製品の企画、開発、製造、販売および輸出入ならびにヘルスケアに関するサービスの提供。
- 3 臨床に関する検査の受託業務。
- 4 前各号に附帯または関連する一切の業務。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

（機 関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、9,000万株とする。

（自己株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

（招 集）

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当社の議決権ある他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

（員 数）

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任 期）

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。
- 2 取締役社長は会社を代表する。
- 3 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

（取締役会の招集通知）

- 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

- 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

- 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（相談役および顧問）

- 第26条 取締役会の決議により当会社に相談役および顧問若干名をおくことができる。

（取締役会規則）

- 第27条 取締役会に関するその他の事項は取締役会が別に定める取締役会規則による。

（取締役の責任免除）

- 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

（員 数）

- 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

- 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任 期）

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会の招集通知）

- 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

- 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規則）

- 第34条 監査役会に関するその他の事項は監査役会が別に定める監査役会規則による。

（監査役の責任免除）

- 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

（事業年度）

- 第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（期末配当の基準日）

- 第37条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

（中間配当）

- 第38条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

- 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

第7章 附 則

（最初の株主総会の基準日）

- 第40条 当社の設立後の最初の株主総会は、2021年6月末日までに開催するものとし、当該株主総会の議決権の基準日は、2021年4月20日とする。

（附則の削除）

- 第41条 本章の規定は、前条に定める当社の最初の株主総会の終結の時をもって自動的に削除される。

以 上

4【組織再編成に係る割当ての内容及び算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	株式会社あすか製薬ホールディングス (完全親会社)	株式会社あすか製薬 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1．本株式移転に伴い、あすか製薬の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当て交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2．当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：普通株式 30,563,199株

上記新株式数は、あすか製薬の発行済株式総数30,563,199株(2020年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、あすか製薬の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本件株式移転の効力発生時点においてあすか製薬が保有する自己株式に対しても、当社の株式が割当交付されることとなります。これに伴い、あすか製薬は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

2．株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、あすか製薬単独の株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社1社を設立するものであり、株式移転直前のあすか製薬の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主に不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有するあすか製薬普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行条件に関する事項】

該当事項はありません。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

あすか製薬の株主が、その保有するあすか製薬の普通株式につき、あすか製薬に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2020年6月25日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をあすか製薬に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、あすか製薬が上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

あすか製薬の株主による議決権の行使の方法としては、2020年6月25日開催予定のあすか製薬の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、あすか製薬の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、あすか製薬に提出する必要があります。）。また、当該株主が書面等によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2020年6月24日午後5時35分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、あすか製薬に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、定時株主総会の3日前までに、その有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、あすか製薬は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時におけるあすか製薬の株主に割り当てられます。

株主は、自己のあすか製薬の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2．組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

8【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、あすか製薬は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、あすか製薬の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、あすか製薬の本店において2020年6月2日よりそれぞれ備え置く予定です。

は、2020年3月23日開催のあすか製薬の取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、あすか製薬の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、あすか製薬の営業時間内にあすか製薬の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式移転計画承認取締役会	2020年3月23日
定時株主総会基準日	2020年3月31日
株式移転計画承認定時株主総会	2020年6月25日（予定）
あすか製薬上場廃止日	2021年3月30日（予定）
持株会社設立登記日（株式移転効力発生日）	2021年4月1日（予定）
持株会社上場日	2021年4月1日（予定）

但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

あすか製薬の株主が、その保有するあすか製薬の普通株式につき、あすか製薬に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2020年6月25日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をあすか製薬に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、あすか製薬が、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるあすか製薬の最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりです。これらあすか製薬の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な連結経営指標等の推移

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期 (参考)
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	43,215	48,527	48,944	46,706	52,542
経常利益 (百万円)	1,522	2,002	3,073	1,980	1,715
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	701	2,944	2,388	1,744	649
包括利益 (百万円)	286	3,927	3,350	1,232	267
純資産額 (百万円)	35,961	39,511	42,559	43,456	41,573
総資産額 (百万円)	57,478	66,126	66,235	82,194	80,239
1株当たり純資産額 (円)	1,287.76	1,413.51	1,509.70	1,538.75	1,467.58
1株当たり当期純利益 (円)	25.15	105.39	84.80	61.81	22.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.60	59.80	64.26	52.90	51.81
自己資本利益率 (%)	1.90	7.80	5.82	4.10	1.53
株価収益率 (倍)	55.34	15.50	19.72	18.54	47.81
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,349	12,063	76	2,504	492
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,776	378	3,348	14,780	2,927
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,013	2,384	1,142	13,036	392
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,462	14,761	10,346	11,107	7,294
従業員数 (人)	872	862	856	842	807
[外、平均臨時雇用者数]	[115]	[112]	[120]	[123]	[119]

(注) 1. 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第100期は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領しておりません。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2【沿革】

2020年3月23日 あすか製薬の取締役会において、あすか製薬の単独株式移転による持株会社「株式会社あすか製薬ホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2020年6月25日（予定） あすか製薬の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、あすか製薬がその完全子会社となることについて決議（予定）

2021年4月1日（予定） あすか製薬が株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場（予定）

なお、あすか製薬の沿革につきましては、あすか製薬の有価証券報告書（2019年6月27日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、グループ会社の経営管理およびこれに附帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるあすか製薬及びその関係会社の主な業務内容は以下のとおりです。

あすか製薬およびあすか製薬の関係会社は、あすか製薬、子会社2社、関連会社2社により構成されており、主な事業内容と当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

医薬品事業 あすか製薬が製造・仕入し、主に武田薬品工業(株)を通じて販売しております。

その他の事業

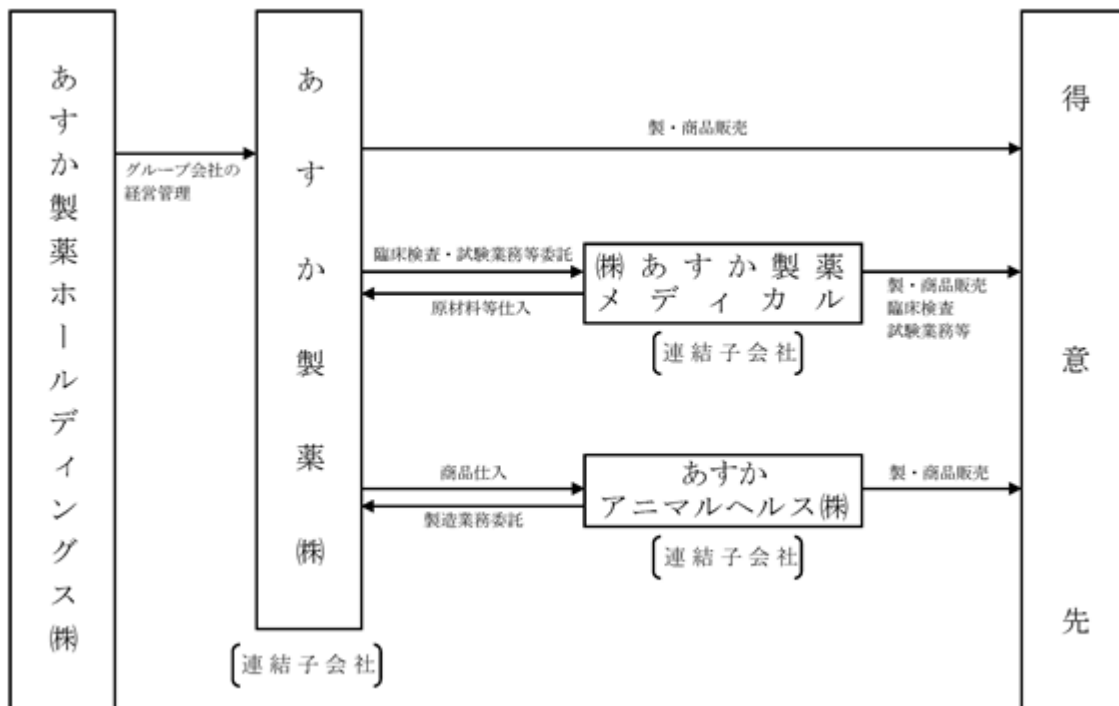
動物用医薬品 あすかアニマルヘルス(株)は、あすか製薬より一部商品を仕入れております。また、あすか製薬は同社より一部製造業務を受託しております。

臨床検査等 (株)あすか製薬メディカルは、あすか製薬より設備を賃借し臨床検査業務を行っております。また、あすか製薬は同社に試験業務等の一部を委託しております。

医療機器 (株)あすか製薬メディカルは、医療機器の仕入・販売を行っております。

食品等 (株)あすか製薬メディカルは、健康食品等の販売を行っております。また、あすか製薬は同社より原材料等の一部を仕入れております。

事業の系統図は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるあすか製薬の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1. 組織再編成の目的等 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるあすか製薬の2020年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
医薬品事業	677 (100)
その他	53 (5)
全社(共通)	77 (14)
合計	807 (119)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるあすか製薬の労働組合は、あすか製薬労働組合と称し、JEC連合に加盟しております。2020年3月31日現在において組合員数は517人であります。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は2021年4月1日の設立を予定しており、本届出書提出日現在においては未設立であるため、特段の経営方針は定めておりませんが、持株会社としてグループ会社の経営管理およびこれに附帯する業務を行う予定です。当社の経営環境及び対処すべき課題等については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるあすか製薬の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2019年6月27日提出）及び四半期報告書（2019年8月9日、2019年11月8日、2020年2月10日提出）をご参照下さい。

2【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転によりあすか製薬の完全親会社となるため、当社の設立後はあすか製薬の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることが想定されます。あすか製薬の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在においてあすか製薬が判断したものであります。

(1) 研究開発に関するリスク

医薬品の研究開発には、多額の費用と長い年月を要しますが、新製品または新技術の創出へと結実する確率は決して高くありません。現在の開発品についても、期待した有効性が証明できない場合や安全性の面で問題が明らかとなった場合には、開発の継続を断念しなければならない可能性があります。このような場合、開発品によっては当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 副作用に関するリスク

医薬品は、十分な安全性試験と厳しい審査を経て承認、販売されます。しかし、市販後に、発売時には予測されなかった新たな副作用が発見され、製品の販売中止・回収等を余儀なくされた場合は、当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法規制、制度改革に関するリスク

当社グループの売上高の大部分を占める医療用医薬品は、薬事行政により様々な規制を受けています。薬価基準の改定をはじめとして、医療制度や健康保険に関わる行政施策の動向によっては、当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権に関するリスク

当社グループの事業は多くの特許によって保護されています。当社グループでは、特許等知的財産権を適切に管理し、第三者からの侵害に注意を払っておりますが、当社グループが保有する知的財産権が第三者から侵害を受けた場合、期待される収益が失われる可能性があります。また当社グループの事業活動が第三者の知的財産権に抵触する場合には、係争に至り、また当該事業の中止に繋がるなど、当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 他社との提携に関するリスク

当社グループは、研究、開発、製造において、他社と連携し共同研究、製品導出入、委受託製造などを行っておりますが、今後、何らかの事情により契約変更もしくは契約解消が発生した場合、また、提携先の経営統合・組織変更、経営方針の変更、株主の変動などが生じた場合、当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 製造・安定供給に関するリスク

当社グループおよび提携先等の製造施設・物流施設等において、技術上もしくは法規制上の問題発生や火災その他の災害による操業停止等により、医薬品の供給が休止もしくは著しく停滞した場合、当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定取引先との関係について

当社グループは、取引先の上位1社で約9割の売上高を占めております。今後も継続し取引を行う方針ですが、万が一取引関係等に大きな変化が生じた場合、当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 大規模な災害等に関するリスク

当社グループでは、防災管理体制を整備し、事業継続計画（BCP）の策定等の各種対策を推進しておりますが、想定を超える大規模災害や事故、パンデミック等が発生し、当社グループの本社、工場、研究所、事業所等の破損もしくは事業活動の停滞、操業停止等に陥った場合、当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、2020年1月以降に顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大は世界各地で増加の報告が続いており、当社グループは感染拡大を防止するため、衛生管理の徹底や時差出勤、在宅勤務などの効率的な事業運営を実施しております。しかし、想定を超えるさらなる感染拡大や状況が長期に及んだ場合には、従業員への感染に伴う操業停止やサプライチェーンの停滞等により、当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 訴訟に関するリスク

当社グループは、事業活動を継続していく過程において、医薬品の副作用、製造物責任、労務問題、公正取引等に関する訴訟を提起される可能性があります。これにより、当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報セキュリティと情報管理に関するリスク

当社グループは、各種情報システムを使用しているため、システムの障害やコンピューターウイルス等により、業務が阻害される可能性があります。また、個人情報を含め多くの機密情報を保有しておりますが、これらが社外に漏洩した場合には、損害賠償、行政処分、社会的信用の毀損等により、当社グループの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記以外にもさまざまなリスクがあり、ここに記載されたものが当社グループの全てのリスクではありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるあすか製薬の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2019年6月27日提出）及び四半期報告書（2019年8月9日、2019年11月8日、2020年2月10日提出）をご参照下さい。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるあすか製薬の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（2019年6月27日提出）及び四半期報告書（2019年8月9日、2019年11月8日、2020年2月10日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

5 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるあすか製薬の研究開発活動については、同社の有価証券報告書（2019年6月27日提出）及び四半期報告書（2019年8月9日、2019年11月8日、2020年2月10日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるあすか製薬の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（2019年6月27日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるあすか製薬の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2019年6月27日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるあすか製薬の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（2019年6月27日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2021年4月1日時点の当社の状況は、以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,563,199	東京証券取引所 （市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株です。
計	30,563,199	-	-

（注） 上記は、本株式移転（移転比率1：1）により交付するものであり、あすか製薬の発行済株式総数30,563,199株(2020年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、あすか製薬の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本件株式移転の効力発生時点においてあすか製薬が保有する自己株式に対しても、当社の株式が割当交付されることとなります。これに伴い、あすか製薬は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2021年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2021年4月1日	30,563,199	30,563,199	1,197	1,197	844	844

(注) 上記は、本株式移転(移転比率1:1)により交付するものであり、あすか製薬の発行済株式総数30,563,199株(2020年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、あすか製薬の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本件株式移転の効力発生時点においてあすか製薬が保有する自己株式に対しても、当社の株式が割当交付されることとなります。これに伴い、あすか製薬は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるあすか製薬の2020年3月31日現在の所有者別状況は、次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	30	27	51	120	6	4,843	5,077	
所有株式数 (単元)	-	91,619	6,216	77,686	43,920	19	86,021	305,481	15,099
所有株式数の割合(%)	-	29.99	2.03	25.43	14.38	0.01	28.16	100.0	

(注) 1. 自己株式2,069,879株は「個人その他」の中に20,698単元、「単元未満株式の状況」の中に79株含まれております。なお、自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・76361口)が所有するあすか製薬株式165,100株は加算しておりません。

2. 証券保管振替機構名義の株式は「その他の法人」欄に10単元含まれております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となるあすか製薬の2020年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は、次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,069,800	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,478,300	284,783	同上
単元未満株式	普通株式 15,099	-	-
発行済株式総数	30,563,199	-	-
総株主の議決権	-	284,783	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権の数10個)が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、従業員持株E S O P信託口(以下「信託口」という。)が所有するあすか製薬株式165,100株(議決権の数1,651個)が含まれております。なお、会計処理上は、あすか製薬と信託口は一体であると認識し、信託口が所有するあすか製薬株式を自己株式として計上しております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2021年4月1日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。

なお、当社の完全子会社となるあすか製薬の2020年3月31日現在の自己株式については、次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
あすか製薬株式会社	東京都港区芝浦二丁目5番1号	2,069,800	-	2,069,800	6.77
計	-	2,069,800	-	2,069,800	6.77

(注) 自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・76361口)が所有するあすか製薬株式165,100株は加算しておりません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けております。利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本とし、連結業績、中長期的な資金需要および財務状況等を総合的に勘案しおこなう予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とする予定であります。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会とする予定であります。

また、中間配当については、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定であります。

内部留保につきましては、研究開発投資、生産設備投資など収益の一層の向上と企業体質の強化のために活用してまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2021年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるあすか製薬と同水準のコーポレート・ガバナンス（具体的な内容は次のとおりです。）を構築させていく予定です。なお、当社の完全子会社となるあすか製薬のコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書（2019年6月27日提出）をご参照下さい。

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、次の基本的な考え方に沿って、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組めます。

- (1) 株主の権利が実質的に確保されるよう努めるものとし、株主の実質的平等性を確保する。
- (2) ステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。
- (3) 会社の財政・経営その他の情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会は、企業戦略に基づく積極果敢な経営判断を行う環境整備を行うとともに、取締役に対する実効性の高い監督を行う。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行う。

企業統治体制の概要

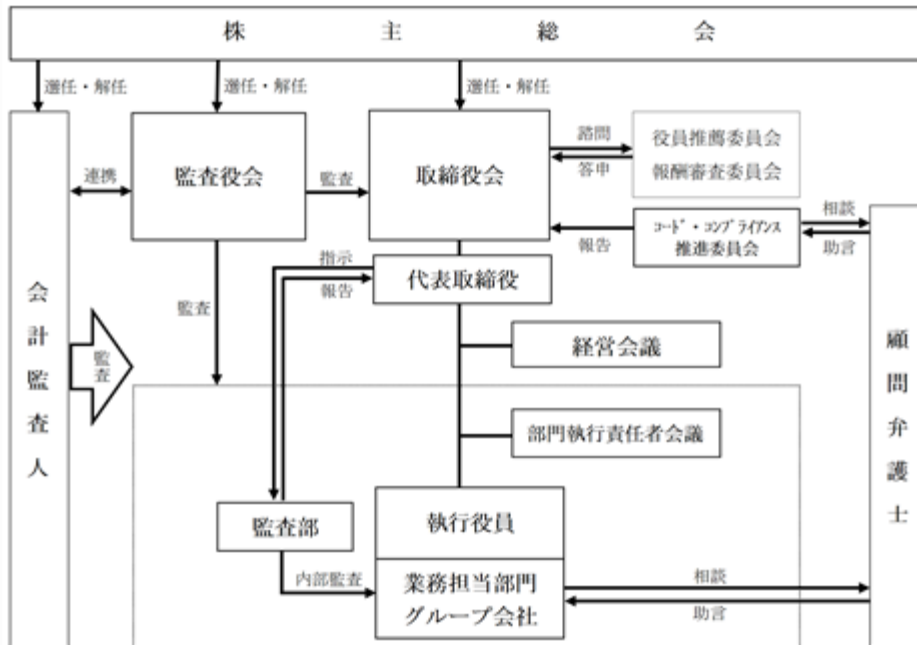
a. 企業統治の体制の概要

当社の完全子会社となるあすか製薬では、執行役員制度を採用し、経営と執行を分離し、執行役員が業務を執行し、取締役は経営・監督機能に専念しております。取締役会では、経営戦略の方針や経営に係る重要事項の決定、業務執行に対する監督を行い、また、監査役会設置会社として、監査役および監査役会が取締役会から独立した立場で取締役の職務執行を監査しております。

さらに、役員の名指しや報酬についてその審議プロセスの公正性や客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として役員推薦委員会ならびに報酬審査委員会を設置しております。

当社は、当社の完全子会社となるあすか製薬と同水準の企業統治の体制を構築させていく予定です。

当社の完全子会社となるあすか製薬の機関・内部統制の模式図は次のとおりであります。



b. 当該体制を採用する理由

当社の完全子会社となるあすか製薬では、コーポレート・ガバナンスの充実を株主価値向上のための重要課題であるとの認識の下で、経営の監督と執行の分離を明確にして、取締役会における迅速かつ適切な経営判断と機動的な業務執行に努めており、現在のところ上記のコーポレート・ガバナンス体制が十分にその機能を果たしていると考えております。

当社は、当社の完全子会社となるあすか製薬と同水準の企業統治の体制を構築し、業務の効率性と内部統制の実効性を確保するよう努めていく予定であります。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の完全子会社となるあすか製薬の内部統制システムは、上記「会社の機関・内部統制の模式図」に示したとおり、定められた社内規程等に基づいて運用されておりますが、その運用状況等を確認するために、通常の業務担当部門から独立した監査部を設置し、業務活動の合理性、効率性、適正性を諸規程に準拠して評価し、不正、誤謬の廃絶ならびに業務の改善に資することとしております。また製品の品質、環境保全等の分野についても監査を実施し、関係法令および社内規程等への準拠性を確かめております。また、これらの業務の執行にあたり、弁護士等社外の第三者から適宜アドバイスを受けることとしております。

当社の完全子会社となるあすか製薬は、2006年5月15日の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議し、その後追加決議を通じて同方針に基づく業務の適正を確保してまいりました。

当社は、当社の完全子会社となるあすか製薬と同水準の内部統制システムを整備し業務の適正を確保していく予定であります。

b. リスク管理体制の整備の状況

「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおり、当社グループの業務には様々なリスクが伴っております。これらのリスクを回避または低減するため、当社では危機管理に関する社内の諸規程の基本となる経営危機管理規程を整備し、全社員に同規程の周知徹底と役員および従業員の責務を明確化することによって経営危機の未然防止を図り、また発生後は直ちに対策本部を設置し、迅速・整然かつ適切な対処が可能なリスク管理体制を構築する予定であります。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の完全子会社となるあすか製薬は、子会社の業務の適正を確保するため、子会社の統括部署が四半期ごとにグループ会社責任者会議を開催して情報交換しているほか、様々な形で子会社における職務執行上のリスクや改善が必要な点を共有し、その解決につき適宜支援しております。また、あすか製薬の常勤監査役が子会社の監査役を兼任し、子会社の経営陣と情報交換しているほか、子会社の統括部署がグループ会社責任者会議の結果を踏まえ監査役に報告しております。さらにあすか製薬は、内部通報制度を子会社も対象に含めて実施しており、子会社従業員等からの通報があれば監査役に報告しております。

当社は、当社の完全子会社となるあすか製薬と同水準の子会社の業務の適正を確保するための体制を整備し業務の適正を確保していく予定であります。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役全員および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限定について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定める予定であります。

取締役の選任の決議の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定であります。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定める予定であります。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとする事項及びその理由

a. 取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定める予定であります。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

b. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

c. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定める予定であります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

就任予定の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

男性12名 女性1名（役員のうち女性の比率7.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するあすか製薬の株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
取締役社長 (代表取締役)	山口 隆	1952年5月10日生	1978年4月 帝国臓器製薬株式会社（現あすか製薬）入社 1987年12月 帝国臓器製薬株式会社（現あすか製薬）取締役 1991年6月 帝国臓器製薬株式会社（現あすか製薬）代表取締役社長（現任）	(注) 4	(1) 872,270株 (2) 872,270株
取締役	丸尾 篤嗣	1959年2月10日生	1981年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2009年4月 同行東北支配人仙台支社長 2010年10月 あすか製薬執行役員 2011年6月 あすか製薬取締役常務執行役員 2014年6月 あすか製薬専務取締役 2015年6月 株式会社あすか製薬メディカル取締役（現任）、あすかアニマルヘルス株式会社取締役（現任） 2019年6月 あすか製薬代表取締役専務取締役（現任）	(注) 4	(1) 16,700株 (2) 16,700株
取締役	加藤 和彦	1963年3月7日生	1985年4月 エスエス製薬株式会社入社 2007年2月 株式会社イービーエムズ（現アポプラスステーション株式会社）代表取締役社長 2014年7月 あすか製薬常務執行役員 2015年6月 あすか製薬取締役常務執行役員（マーケティング本部長、研究開発担当、信頼性保証担当） 2017年6月 あすか製薬取締役常務執行役員（開発本部長） 2018年6月 あすか製薬常務取締役（開発、海外事業、ヘルスケア事業担当） 2018年10月 NeoASKA Pharma Private Limited Director（現任） 2018年11月 あすか製薬常務取締役（開発、国際事業（欧米）、ヘルスケア事業担当） 2020年4月 あすか製薬常務取締役（特命事項担当、ヘルスケア事業推進室長）（現任）	(注) 4	(1) 14,700株 (2) 14,700株
取締役	山口 惣大	1983年12月17日生	2008年4月 株式会社日立製作所入社 2011年5月 弁理士登録 2016年2月 あすか製薬入社 2017年6月 あすか製薬取締役常務執行役員（創薬研究担当） 2019年6月 あすか製薬常務取締役（創薬研究、開発、事業戦略担当） 2020年4月 あすか製薬常務取締役（創薬研究、開発、事業開発、メディカルフェアーズ担当）（現任）	(注) 4	(1) 17,900株 (2) 17,900株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するあすか製薬の株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
取締役	福井 雄一郎	1959年 8 月 4 日生	1984年 4 月 武田薬品工業株式会社入社 2009年 4 月 同社医薬営業本部東日本特約店部長 2015年 6 月 あすか製薬常務執行役員 2016年 6 月 あすか製薬取締役常務執行役員（営業統括、マーケティング本部長） 2017年 4 月 あすか製薬取締役常務執行役員（営業統括）（現任）	(注) 4	(1) 13,100株 (2) 13,100株
取締役	熊野 郁雄	1957年 6 月 9 日生	1982年 4 月 帝国臓器製薬株式会社（現あすか製薬）入社 2005年 6 月 帝国臓器製薬株式会社（現あすか製薬）営業企画推進部長 2006年 4 月 あすか製薬中国支店長 2007年10月 あすか製薬福岡支店長 2012年 4 月 あすか製薬経営企画室長 2014年 6 月 あすか製薬執行役員（経営企画担当） 2015年 4 月 あすか製薬執行役員（株式会社あすか製薬メディカル代表取締役社長） 2016年 6 月 あすか製薬執行役員（生産本部長） 2018年 6 月 あすか製薬取締役常務執行役員（生産担当、管理本部長） 2019年 6 月 あすか製薬取締役常務執行役員（管理本部長 兼 100周年事業推進室長）（現任）	(注) 4	(1) 9,300株 (2) 9,300株
取締役	吉村 泰典	1949年 1 月26日生	1975年 4 月 慶應義塾大学産婦人科入局 1995年11月 慶應義塾大学教授（医学部産婦人科学） 2007年 4 月 公益社団法人日本産婦人科学会理事長 2011年 6 月 あすか製薬社外取締役（現任） 2012年10月 一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事（現任） 2013年11月 株式会社ドンキホーテホールディングス（現株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）社外監査役 2014年 4 月 慶應義塾大学名誉教授（現任） 2015年 7 月 福島県立医科大学副学長（現任） 2015年 9 月 株式会社ドンキホーテホールディングス（現株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するあすか製薬の株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
取締役	山中 通三	1952年7月11日生	1975年4月 株式会社日立製作所入社 1978年8月 株式会社吉田製作所取締役設計部長 1992年6月 同社代表取締役社長（現任） 2006年1月 吉田精工株式会社代表取締役社長（現任） 2012年9月 株式会社ヨシダ代表取締役副会長（現任） 2017年6月 あすか製薬社外取締役（現任）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株
取締役	播野 勤	1953年6月30日生	1976年4月 ソントン食品工業株式会社入社 1979年11月 タマノ井酢株式会社（現タマノイ酢株式会社）入社 1980年4月 公益財団法人日本生産性本部出向 1991年7月 タマノ井酢株式会社（現タマノイ酢株式会社）代表取締役社長（現任） 2000年8月 株式会社タマノイ酢クロスメイツ代表取締役社長（現任） 2019年6月 あすか製薬社外取締役（現任）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株
常勤監査役	小松 哲	1957年9月22日生	1980年4月 帝国臓器製薬株式会社（現あすか製薬）入社 2005年4月 帝国臓器製薬株式会社（現あすか製薬）法務広報部長 2009年4月 あすか製薬人事部長 2013年6月 あすか製薬人事部長兼あすかアニマルヘルス株式会社取締役 2014年4月 あすかアニマルヘルス株式会社取締役 2017年6月 あすか製薬常勤監査役（現任）	(注) 5	(1) 6,400株 (2) 6,400株
常勤監査役	鬼頭 秀滋	1961年10月12日生	1984年4月 帝国臓器製薬株式会社（現あすか製薬）入社 2011年10月 あすか製薬京都支店長 2013年10月 あすか製薬名古屋支店長 2016年10月 あすか製薬営業本部副本部長 2018年4月 あすか製薬執行役員（営業本部長） 2019年10月 あすか製薬執行役員（監査、法務・コンプライアンス担当）（現任）	(注) 5	(1) 4,000株 (2) 4,000株
監査役	木村 高男	1951年8月9日生	1975年11月 ヘキストジャパン株式会社（現サノフィ株式会社）入社 2000年7月 ニコメッドアマシャム株式会社代表取締役社長 2002年12月 アベンティスファーマ株式会社（現サノフィ株式会社）執行役員事業開発本部長 2010年4月 サノフィ・アベンティス株式会社（現サノフィ株式会社）執行役員アジアパシフィックリージョン事業開発統括部門長 2016年2月 合同会社TKファーマパートナーズ代表社員（現任） 2017年6月 あすか製薬社外監査役（現任）	(注) 5	(1) - 株 (2) - 株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するあすか製薬の株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
監査役	福地 啓子	1959年 1月 7日生	1981年 4月 東京国税局入局 2006年 7月 渋谷税務署副署長 2008年 7月 税務大学校教授 2013年 7月 国税庁長官官房国際業務課国際企画官 2018年 3月 金沢国税局長 2019年 8月 税理士登録 福地啓子税理士事務所代表（現任）	(注) 5	(1) - 株 (2) - 株
計					(1) 954,370株 (2) 954,370株

- (注) 1. 吉村泰典氏、山中通三氏および播野勤氏は、社外取締役であります。
2. 木村高男氏および福地啓子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役山口惣大は、代表取締役社長山口隆の二親等以内の親族であります。
4. 取締役の任期は、2021年 4月 1日から2023年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役任期は、2021年 4月 1日から2025年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 所有株式数は、2020年 3月31日現在の状況を記載しております。
7. 役名および職名は、本届出書提出日現在において予定している役名および職名を記載しております。

社外役員の状況

a. 社外取締役および社外監査役の員数

当社の社外取締役は 3 名、社外監査役は 2 名の予定であります。

b. 社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係

社外取締役吉村泰典氏、山中通三氏、播野勤氏、および社外監査役木村高男氏、福地啓子氏と当社との間で、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係が生じる予定はありません。

c. 社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能および役割

社外取締役吉村泰典氏は医学者の立場から、山中通三氏および播野勤氏は企業経営者の立場から、社外監査役木村高男氏は事業開発に精通した立場から、福地啓子氏は税理士の立場から、それぞれ当社の経営に有効な助言を行うとともに、取締役会や監査役会を通じて会社の内部統制部門や会計監査人とも必要に応じて連携をとりながら当社の企業統治に重要な役割を果たす予定であります。

社外取締役吉村泰典氏、山中通三氏、播野勤氏、および社外監査役木村高男氏、福地啓子氏は、当社の完全子会社となるあすか製薬の社外役員の独立性に関する基準および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社は、社外役員 5 氏を株式会社東京証券取引所に対して独立役員としてそれぞれ届け出る予定であります。

d. 社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準

当社は新設会社であり、社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準は定めておりませんが、当社の完全子会社となるあすか製薬の社外役員の独立性に関する基準と同等の独立性に関する基準を定める予定であります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役および社外監査役は取締役会、経営会議、監査役会、会計監査時等を通じて直接的、間接的に監査役監査、会計監査、内部監査について報告を受け、またそれらについて提言・助言を行うなど相互に連携を図る予定であります。

内部統制部門とは直接的、間接的に報告を受ける体制とする予定であります。

（３）【監査の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（４）【役員の報酬等】

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとする予定であります。

(5) 【株式の保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるあすか製薬の2020年3月31日現在の株式の保有状況については、次のとおりであります。

投資株式の区分の基準及び考え方

あすか製薬は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的株式とし、それ以外の株式を政策保有株式と区分しております。政策保有株式につきましては、将来的な事業創出の可能性や保有による便益やリスク等を勘案した上で保有意義を検証し、保有の継続を判断しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式につきましては、あすか製薬は、将来的な事業創出の可能性や、安定的な取引・協業関係の構築、成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化等を目的として取得・保有をしております。

取得の際には、社内規定に基づき取締役会で取得の意義や経済合理性を勘案し、取得の適否を判断しております。

また、取得後は、保有先企業との取引状況や保有先企業の財政状態、経営成績、株価、配当等を確認するとともに中長期的な企業価値向上に資するか勘案し、政策保有の継続適否を取締役会で検証しております。当初の目的や政策保有の意義が薄れたと判断した株式については、取締役会の決議を経て売却することとしております。

b. 銘柄数および貸借対照表計上額

当社は新設会社であるため該当事項はありませんが、当社の完全子会社となるあすか製薬において、2020年3月31日現在で次のとおりの純投資以外の目的である投資株式を保有し、貸借対照表に計上しております。

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	1,466
非上場株式以外の株式	33	7,835

(2019年4月1日から2020年3月31日の事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(2019年4月1日から2020年3月31日の事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 非上場株式の減少については、当該株式発行会社の会社清算によるものです。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

当社は新設会社であるため該当事項はありませんが、当社の完全子会社となるあすか製薬において、次のとおりの純投資以外の目的である投資株式を保有し、貸借対照表に計上しております。

特定投資株式

銘柄	2020年3月31日現在	2019年3月31日現在	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	あすか製薬の 株式の保有 の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)ヤクルト本社	180,000	180,000	医薬品事業における取引先であり、同社との中長期的な取引関係を維持するため	有
	1,150	1,393		
稲畑産業(株)	785,300	785,300	医薬品事業における取引先であり、同社との中長期的な取引関係を維持するため	有
	926	1,181		
ゼリア新薬工業(株)	374,000	374,000	事業経営の観点から中長期的な関係維持と事業拡大を図るため	有
	780	715		
(株)大阪ソーダ	266,000	266,000	事業経営の観点から中長期的な関係維持と事業拡大を図るため	有
	684	721		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,413,305	1,413,305	取引金融機関を傘下に持つ金融持株会社であり、財務面において同社グループ企業との長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	569	777		
(株)横河ブリッジホールディングス	235,000	235,000	事業経営の観点から中長期的な関係維持と事業拡大を図るため	有
	462	447		
(株)メディパルホールディングス	136,911	136,911	医薬品事業等における特約店であり、中長期的な取引関係の維持と強化を図るため	有
	276	360		
三菱UFJリース(株)	500,000	500,000	リース取引にかかる取引先であり、同社との中長期的な取引関係を維持するため	有
	266	282		
(株)島津製作所	91,000	91,000	研究開発機器にかかる取引先であり、同社との中長期的な取引関係を維持するため	無
	258	291		
高砂熱学工業(株)	146,000	146,000	設備投資等にかかる取引先であり、同社との中長期的な取引関係を維持するため	有
	242	260		
(株)CAC Holdings	200,900	200,900	研究開発における取引先を傘下に持つ持株会社であり、同社グループ企業との取引関係を維持するため	有
	196	296		
戸田建設(株)	282,200	282,200	生産設備を主とする設備投資等にかかる取引先であり、同社との中長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	177	191		
アルフレッサホールディングス(株)	84,000	84,000	医薬品事業等における特約店であり、中長期的な取引関係の維持と強化を図るため	有
	169	264		
武田薬品工業(株)	50,000	50,000	重要取引先であり、事業拡大や長期的な取引関係の維持・強化を図るため	有
	165	226		
(株)東邦銀行	600,000	600,000	取引金融機関であり、財務面において同社との長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	162	177		

銘柄	2020年3月31日現在	2019年3月31日現在	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	あすか製薬の 株式の保有 の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)めぶきフィナン シャルグループ	620,100	620,100	取引金融機関を傘下に持つ金融持株会社 であり、財務面において同社グループ企 業との長期的な取引関係を維持・強化す るため	有
	136	175		
ソーせいグループ(株)	100,000	100,000	医薬品事業における取引先であり、同社 との中長期的な取引関係を維持するため	無
	129	150		
(株)東京海上ホール ディングス	25,000	25,000	取引保険会社を傘下に持つ持株会社であ り、同社グループ企業との中長期的な取 引関係を維持するため	有
	123	134		
加賀電子(株)	71,000	71,000	事業経営の観点から中長期的な関係維持 と事業拡大を図るため	有
	120	144		
ダイキン工業(株)	8,800	8,800	生産設備を主とする設備投資等にかかる 取引先であり、同社との中長期的な取引 関係を維持するため	有
	115	114		
(株)伊予銀行	194,875	194,875	取引金融機関であり、財務面において同 社との長期的な取引関係を維持・強化す るため	有
	106	114		
(株)バイタルケーエス ケー・ホールディン グス	93,460	93,460	医薬品事業等における特約店であり、中 長期的な取引関係の維持と強化を図るた め	有
	102	102		
有機合成薬品工業(株)	366,000	366,000	医薬品事業における取引先であり、同社 との中長期的な取引関係を維持するため	有
	91	76		
(株)スズケン	21,232	21,232	医薬品事業等における特約店であり、中 長期的な取引関係の維持と強化を図るた め	有
	83	136		
(株)ほくやく・竹山 ホールディングス	112,500	112,500	医薬品事業等における特約店であり、中 長期的な取引関係の維持と強化を図るた め	有
	79	86		
ダイト(株)	22,000	22,000	医薬品事業における取引先であり、同社 との中長期的な取引関係を維持するため	有
	64	60		
山九(株)	14,674	14,674	事業経営の観点から中長期的な関係維持 と事業拡大を図るため	有
	59	79		
(株)シーボン	17,300	17,300	事業経営の観点から中長期的な関係維持 と事業拡大を図るため	有
	35	43		
大成建設(株)	10,000	10,000	事業経営の観点から中長期的な関係維持 と事業拡大を図るため	無
	33	51		
M S & A D インシユ アランスグループ ホールディングス(株)	10,027	10,027	取引保険会社を傘下に持つ持株会社であ り、同社グループ企業との中長期的な取 引関係を維持するため	有
	30	33		

銘柄	2020年3月31日現在	2019年3月31日現在	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	あすか製薬の 株式の保有 の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	3,918	3,918	取引金融機関を傘下に持つ金融持株会社 であり、財務面において同社グループ企 業との中長期的な取引関係を維持するた め	無
	12	15		
沢井製薬(株)	2,000	2,000	事業経営の観点から中長期的な関係維持 と事業拡大を図るため	無
	11	12		
コカ・コーラボト ラーズジャパン(株)	4,413	4,413	事業経営の観点から中長期的な関係維持 と事業拡大を図るため	無
	9	12		

みなし保有株式

銘柄	2020年3月31日現	2019年3月31日現在	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	あすか製薬の 株式の保有 の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	662,400	662,400	取引金融機関を傘下に持つ金融持株会社 であり、財務面において同社グループ企 業との長期的な取引関係を維持・強化す るため（議決権行使に関する指示権限を 有する）	有
	266	364		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	46,200	46,200	取引金融機関を傘下に持つ金融持株会社 であり、財務面において同社グループ企 業との長期的な取引関係を維持・強化す るため（議決権行使に関する指示権限を 有する）	有
	121	179		
(株)みずほフィナン シャルグループ	391,000	391,000	財務面において同社グループ企業との長 期的な関係を維持するため（議決権行使 に関する指示権限を有する）	無
	48	66		

（注） 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるあすか製薬の経理の状況については、同社の有価証券報告書（2019年6月27日提出）及び四半期報告書（2019年8月9日、2019年11月8日、2020年2月10日提出）をご参照下さい。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL未定)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利ならびに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第99期）（自2018年4月1日至2019年3月31日）2019年6月27日関東財務局長に提出。

【四半期報告書】

事業年度（第100期第1四半期）（自2019年4月1日至2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出。

事業年度（第100期第2四半期）（自2019年7月1日至2019年9月30日）2019年11月8日関東財務局長に提出。

事業年度（第100期第3四半期）（自2019年10月1日至2019年12月31日）2020年2月10日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2020年6月1日）までに、以下の臨時報告書を提出。

2019年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書です。

2020年3月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転の決定）の規定に基づく臨時報告書です。

【訂正報告書】

訂正報告書（上記の2020年3月23日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月24日関東財務局長に提出。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

あすか製薬株式会社 本店

（東京都港区芝浦二丁目5番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるあすか製薬の2020年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

(2020年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数の 割合(%)
武田薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町4丁目1-1	2,204	7.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,556	5.46
ゼリア新薬工業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町10番11号	1,528	5.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,450	5.08
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,100	3.86
山口隆	横浜市港北区	872	3.06
あすか製薬従業員持株会	東京都港区芝浦2丁目5-1	577	2.02
株式会社ヤマグチ	東京都港区三田2丁目10番2号三田耀ビル4F	536	1.88
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	530	1.86
日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	522	1.83
計	-	10,877	38.17

(注) 1. あすか製薬は、自己株式を2,069,879株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 自己株式(2,069千株)には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・76361口)が所有するあすか製薬株式165千株を加算しておりません。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、2021年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、2021年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。